

令和 7 年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業助成金
交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町は、家庭におけるエネルギー消費量の低減及び費用負担軽減を図るとともに、家庭部門における温室効果ガス排出量の削減、脱炭素社会の実現につなげることを目的とし、省エネルギー性能の高い LED 照明器具、エコキュート等の購入及び買替えに係る費用の一部を予算の範囲内において助成するものとし、その交付については、中泊町補助金等の交付に関する規則（平成 17 年中泊町規則第 6 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第 2 条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、企業（法人）及び個人が事業用に購入・設置する場合は対象外とする。

- (1) 助成金の交付申請日時点において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 8 1 号）に基づき、町の住民基本台帳に登録されており、かつ、居住していること。
- (2) 助成対象者及び生計を同一にしている世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (3) 助成対象者及び生計を同一にしている世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に該当しない者であること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、助成金の趣旨に照らし、適当であると町長が認めた者であること。

(助成事業)

第 3 条 助成事業は、助成の対象となる製品（以下「助成対象製品」という。）を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間に新規購入または買替えし、町内の住宅に設置が完了する事業とする。

- 2 助成対象製品の品目、能力、容量等及び当該製品に係る助成金の額は、別表 1 に定めるとおりとする。

(助成対象経費)

第 4 条 助成対象経費は、助成対象製品の購入に要する経費及び設置に係る工賃（既設の家電等の処分に係る経費を除く。）とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成申請者」という。)は、令和7年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)または町が公開する電子申請システムへ必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して、町長へ申請するものとする。

(1) 本人確認書類の写し

(2) 製品を購入した際の領収書等の写し(品名、機種名(型番含む。)、本体価格(付属品等を含む。)、支払金額の内訳等が記載されているもの)

(3) 購入または買替え後の製品情報及び設置状況が分かる写真

(4) 口座情報が分かるものの写し

(5) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の場合において助成金の交付の可否を決定したときは、令和7年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業助成金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により当該助成申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成決定者から申請の取下げがあったとき。

(3) 本事業に係る町の指示に従わなかったとき。

(4) その他、この要綱の規定に違反したと町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに令和7年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業助成金交付決定取消通知書(第3号様式)により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、その交付を受けた助成金を返還させることができる。

(協力の要請)

第 9 条 町長は、助成決定者に対して、町が実施する省エネ・節電調査活動や脱炭素事業に係る各調査の協力を求めることができる。

2 町長は、必要に応じて当該助成金の交付に係る助成対象製品の設置状況の調査を行うことができる。

(委任)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 7 月 1 8 日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

品目	能力・容量	助成金額
LED 照明器具 ※同一世帯 10 台 まで	日本産業規格電気・電子機器 の省エネルギー基準達成率 の算出方法及び表示方法（目 標年度 2027 年度）（以下 「J I S C9901」とい う）に基づく省エネルギー基 準達成率が 100% 以上の もの	第 4 条に規定する 助成対象経費の 2 分 の 1 の額（ただし、算 出した額に千円未満 の端数があるときは、 これを切り捨てる）と 20 万円を比較して いずれか低い額。
ヒートポンプ 給湯器 （エコキュート） ※同一世帯 1 台 まで	「J I S C9901」に基づ く省エネルギー基準達成率が 100% 以上のもの	なお、他助成制度と 併用して購入、買替え する場合、助成対象経 費から他助成制度助 成金額を減額し、助成 金を算出する。
ハイブリッド 給湯器 ※同一世帯 1 台 まで	「J I S C9901」に基づ く省エネルギー基準達成率が 100% 以上のもの	
家庭用燃料電池 （エネファーム） ※同一世帯 1 台 まで	「J I S C9901」に基づ く省エネルギー基準達成率が 100% 以上のもの	

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

中泊町長 様

（申請者）

住所：中泊町

氏名：

電話：

令和 7 年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業
助成金交付申請書兼請求書

令和 7 年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業助成金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求いたします。

機器種類 ※該当する項目 ☒	☐ 給湯器 ☐ LED 照明器具	購入点数	合計 点
確認事項 ※該当する項目 ☒	☐ 申請日時点で町住民基本台帳に登録、かつ、居住している ☐ 助成対象者及び生計同一の世帯員に町税等の滞納がない ☐ 他の助成制度と併用して購入・買替えする（※） ・他助成制度名：_____ ・助成金額：_____円		
購入日		設置日	
購入価格の合計額	円	助成金交付申請額	円

※国や県などの他助成制度と併用して購入、買替えする場合、助成対象経費から他助成制度助成金額を減額して交付額を計算します。

振込指定口座 ※申請者本人の口座に限る。											
請求額					口座名義人 (カタカナ)						
金融機関名					金融機関コード						
支店名					支店番号						
口座番号							口座種別		☐ 普通 ☐ 当座		

※添付書類については、裏面のチェックシートをご確認ください。
裏面にも記入欄があります。

誓約・同意事項

各項目について内容を確認のうえ、チェック欄（□）に『✓』を入れてください。

- ☐ 申請及び請求を行う対象製品は、新規購入日または買替え日及び設置日が令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間であり、町内の住宅に設置したもので相違ありません。
- ☐ 助成金の交付要件の該当性等を審査するため、住民登録状況、町民税の滞納状況、固定資産情報及び他の制度の活用状況について、調査を行うことに同意します。
- ☐ 町が上記調査にて必要事項が確認できない場合は、求めに応じて関係書類の提出を行います。
- ☐ 助成金の交付後、本申請書兼請求書の記載内容について虚偽であることが判明した場合や、助成金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、助成金を返還します。
- ☐ 配達記録の残らない方法で申請書兼請求書を郵送した場合において、申請書兼請求書の不着について町は責任を負いません。その場合、申請書兼請求書が町に到着したか確認をとれないことをもって助成金の交付が行われないことに同意します。
- ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者ではありません。

提出書類チェックリスト

本申請書兼請求書に以下の書類を添付のうえ、チェック欄（□）に『✓』を入れてください。なお、以下の書類に不備がある場合は受付できませんので、ご了承ください。

- ☐ 本人確認ができるマイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）
または運転免許証等の身分証明書の写し
- ☐ 領収書等の写し
※購入日、対象製品名、支払金額の内訳、店舗所在地及び設置に係る費用等が確認できるもの
- ☐ 購入または買替え後の製品情報及び設置状況が分かる写真
- ☐ 助成金の振込先口座情報（口座名義人、支店名、口座番号）がわかる通帳等の写し

年 月 日

様

中泊町長

令和 7 年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業助成金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和 7 年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業助成金については、次のとおり交付することに決定（却下）しましたので、令和 7 年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 交付の内容

決定 ・ 却下

(却下した場合の理由)
- 2 交付決定額

円
- 3 支払予定日

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受け取った日から 90 日以内に、文書をもって交付申請を取り下げることができるものとする。

第 3 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

様

中泊町長

令和 7 年度中泊町省エネ家電購入・買替え促進事業助成金
交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした助成金について、
次のとおり取消しを決定したので、令和 7 年度中泊町省エネ家電購
入・買替え促進事業助成金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、通知
します。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 既交付決定額 | 円 |
| 2 | 取消額 | 円 |
| 3 | 取消理由 | |